

藤里町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (4年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 2年度の人件費率
3年度	人 3,002	千円 4,150,430	千円 139,066	千円 737,743	% 17.8	% 16.9

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

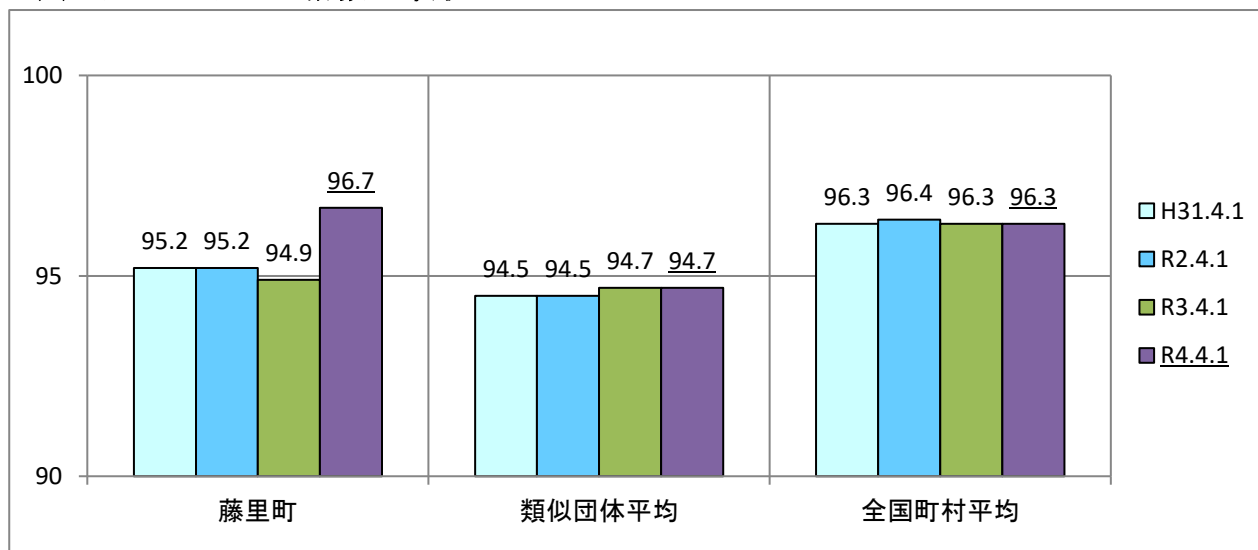
区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり給与費 B / A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
3年度	人 68	千円 234,533	千円 39,112	千円 88,616	千円 362,261	千円 5,327	千円 5,333

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、3年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 4年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

職員構成の変動がラスパイレース指数上昇の要因と考えられる。今後も人事評価制度を活用し、国の動向などを踏まえ、給与水準の適正化に努めていく。

(4) 給与改定の状況（人事委員会を設置していないので①②記載なし）

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
4 年度	円	円	円 (%)	%	%	% 0.3

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
4 年度	月	月	月	月	月	月 4.4

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成31年4月1日

（内容）秋田県人事委員会勧告及び他市町村との均衡を踏まえて改定を実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

該当なし

③その他の見直し内容

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（４年４月１日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
藤里町	39.4 歳	291,381 円	340,022 円	322,462 円
秋田県	43.1 歳	325,400 円	391,555 円	355,966 円
国	42.7 歳	323,711 円	—	405,049 円
類似団体	40.9 歳	290,443 円	335,143 円	317,423 円

② 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均 年齢	職員数	平均給料 月額	平均給与 月額 (A)	平均給与 月額 (国ベース)	対応する 民間の 類似職種	平均 年齢	平均給与 月額 (B)	A/B
藤里町	57.8 歳	4 人	275,410 円	301,197 円	281,422 円	—	—	—	—
うち 用務員	57.1 歳	2 人	× 円	× 円	× 円	用務員	49.1 歳	236,600 円	—
うち 自動車 運転手	62.8 歳	1 人	× 円	× 円	× 円	乗用 自動車 運転手	52.3 歳	229,200 円	—
うち その他技 能労務職	54.5 歳	1 人	× 円	× 円	× 円	—	—	—	—
秋田県	54.0 歳	222 人	322,600 円	364,328 円	337,963 円	—	—	—	—
国	51.1 歳	2,114 人	286,570 円	—	328,416 円	—	—	—	—
類似団体	48.5 歳	2 人	255,880 円	282,233 円	269,750 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（C）	民間（D）	C/D
藤 里 町	—	—	—
うち用務員	× 円	3,187,900 円	—
うち自動車運転手	× 円	3,209,200 円	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。

（平成31年～令和3年の3か年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

※個人が特定されるものについては公表しない。（2人以下の項目）

③ 教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
藤里町	41.3 歳	280,998 円	311,803 円
秋田県	47.5 歳	378,500 円	410,974 円
類似団体	39.3 歳	269,582 円	297,719 円

④税務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
藤里町	31.10 歳	245,155 円	288,045 円	286,608 円
秋田県	— 歳	— 円	— 円	— 円
国	42.3 歳	353,566 円	— 円	429,738 円
類似団体	39.0 歳	280,527 円	332,752 円	305,546 円

⑤福祉職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
藤里町	42.0 歳	315,162 円	353,600 円	351,845 円
秋田県	— 歳	— 円	— 円	— 円
国	44.0 歳	338,582 円	— 円	388,577 円
類似団体	39.3 歳	266,671 円	297,308 円	279,568 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、4年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（4年4月1日現在）

区 分		藤 里 町	秋 田 県	国
一般行政職	大 学 卒	181,928 円	181,928 円	182,200 円
	高 校 卒	149,610 円	149,610 円	150,600 円
技能労務職	高 校 卒	146,992 円	146,992 円	—
	中 学 卒	—	—	—
教 育 職	大 学 卒	—	203,675 円	—
	高 校 卒	—	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（4年4月1日現在）

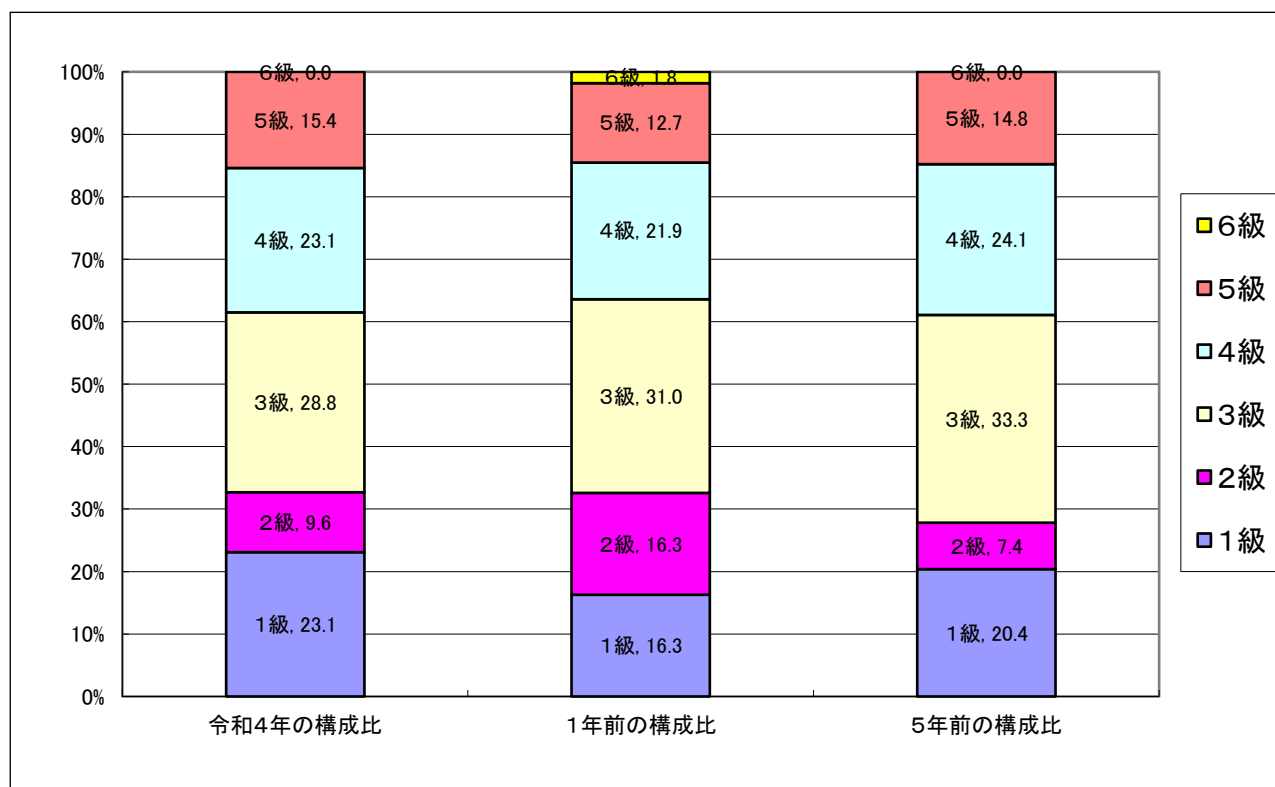
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	254,015 円	302,644 円	372,415 円	388,624 円
	高 校 卒	211,125 円	299,321 円	343,419 円	367,683 円
技能労務職	高 校 卒	—	—	—	—
	中 学 卒	—	—	—	—
教 育 職	大 学 卒	—	—	—	—
	高 校 卒	—	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（４年４月１日現在）

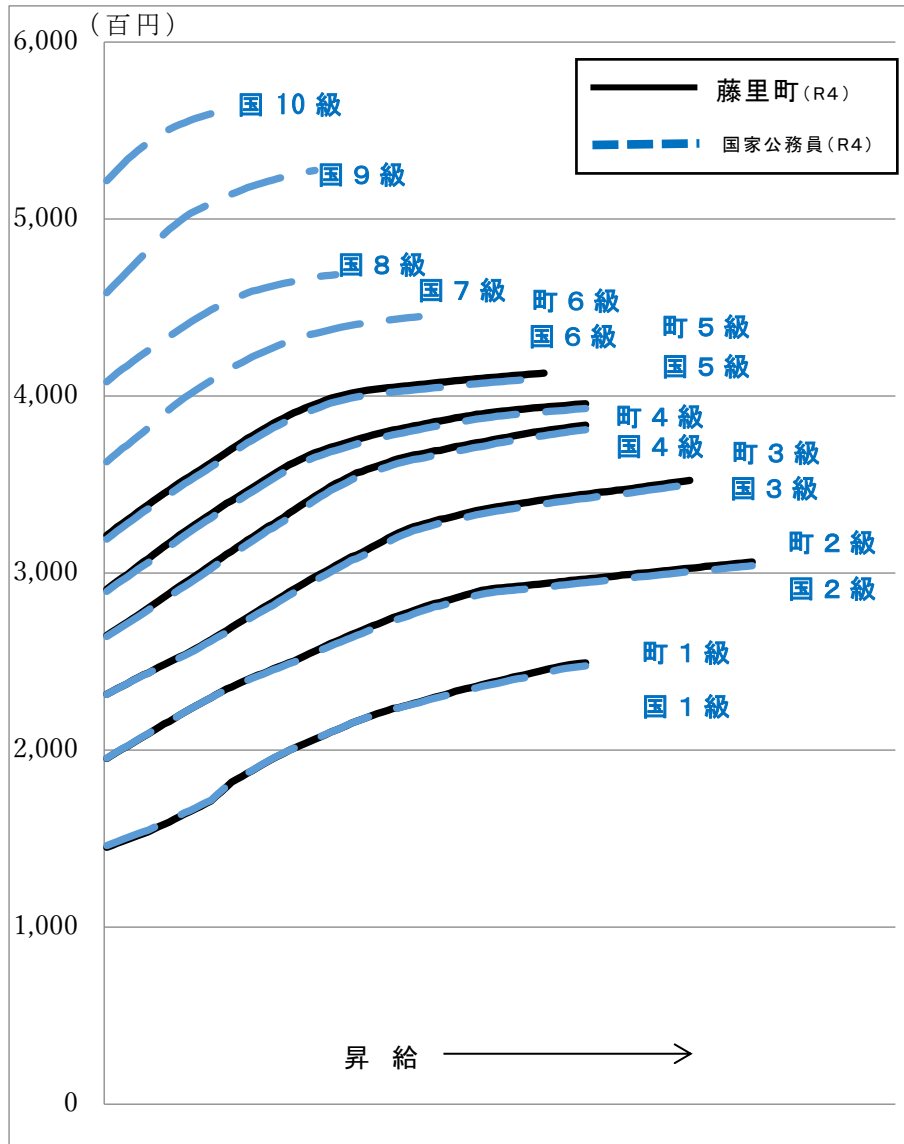
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	１号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
６ 級	主幹、上席次・課長	０人	０.０％	３２１,３７０円	４１２,９８９円
５ 級	課長	８人	１５.４％	２９０,８６４円	３９５,６７２円
４ 級	課長補佐、係長、上席主査	１２人	２３.１％	２６４,７８８円	３８３,５９０円
３ 級	主査	１５人	２８.８％	２３１,５６４円	３５２,３８０円
２ 級	主任	５人	９.６％	１９５,３１９円	３０６,２６８円
１ 級	主事	１２人	２３.１％	１４５,０７９円	２４９,２８３円

- (注) １ 藤里町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 ２ 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成１８年に８級制から６級制に変更している。
 (旧給料表の１級及び２級並びに４級及び５級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（４年４月１日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（藤里町）

令和４年４月２日から令和５年４月１日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ． 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分		○	○	○	○
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）					
ロ． 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

藤 里 町	秋 田 県	国
1人当たり平均支給額（3年度） 1,286 千円	1人当たり平均支給額（3年度） 1,602 千円	—
（3年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.35月分 1.85月分 (1.30)月分 (0.90)月分	（3年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.35月分 1.85月分 (1.30)月分 (0.90)月分	（3年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.55月分 1.90月分 (1.45)月分 (0.90)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～15％	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20％ ・管理職加算15～25％	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20％ ・管理職加算10～25％

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

（注）国は令和3年人事院勧告における0.15月の引き下げ分（4.45月→4.3月）を令和4年6月期で調整

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（藤里町）

令和4年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（4年4月1日現在）

藤 里 町			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2～45％）			定年前早期退職特例措置（2～45％）		
1人当たり平均支給額 4,853千円 18,679千円					

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、3年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（４年４月１日現在）…該当がありません

支 給 実 績（３年度決算）		— 千円	
支給職員１人当たり平均支給年額（３年度決算）		— 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
該当なし	— %	— 人	— %

(4) 特殊勤務手当（４年４月１日現在）…該当がありません

支給実績（３年度決算）		— 千円		
支給職員１人当たり平均支給年額（３年度決算）		— 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（３年度）		— %		
手当の種類（手当数）				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （３年度決算）	左記職員に対する 支給単価
該当なし	—	—	— 千円	— 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（３年度決算）	15,915 千円
職員１人当たり平均支給年額（３年度決算）	325 千円
支給実績（２年度決算）	4,863 千円
職員１人当たり平均支給年額（２年度決算）	122 千円

（注） 職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、実際に時間外手当を支給された職員数であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（４年４月１日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （３年度決算）	支給職員 １人当たり 平均支給年額 （３年度決算）
扶養手当	子以外 月額 6,500円/1人 子 月額 10,000円/1人 子のうち、15歳に達する 日後の4月1日から22歳に 達する日後の最初の3月31 日までの間の子1人につき 月額5,000円を加算	同じ		8,802千円	266,741円
住居手当	借家の場合支給限度額 27,000円	異	支給限度額 28,000円	1,506千円	188,250円
通勤手当	交通機関利用の場合の支給 限度額55,000円 自家用車等利用の場合の 支給限度額31,600円	同じ		2,346千円	69,000円
管理職手当	給料月額の100分の12.5以下 の額	異	支給割合が 異なる	8,016千円	334,000円
休日勤務 手当	勤務1時間当たりの給与額に 100分の125から100分の150 までの範囲内の割合を乗じた額	同じ		0千円	0円

5 特別職の報酬等の状況（4年4月1日現在）

区 分			給 料		月 額		等	
給 料	町 副	町 長	712,000円 554,000円	(参考) 類似団体における最高／最低額				
				810,000円／ 650,000円		455,000円 440,000円		
報 酬	議 副 議	長 長 長 員	279,000円	360,000円／ 140,000円				
			242,000円	320,000円／ 115,000円				
			233,000円	300,000円／ 100,000円				
期 末 手 当	町 副	町 長	(3 年 度 支 給 割 合) 3. 075 月 分					
	議 副 議	長 長 長 員	(3 年 度 支 給 割 合) 3. 075 月 分					
退 職 手 当	町 副	町 長	(算 定 方 式)		(1 期 の 手 当 額)		(支 給 時 期)	
			給料月額の47/100×勤続月数		16,062,720円		任期満了時	
			給料月額の28/100×勤続月数		7,445,760円		任期満了時	
	備 考							

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

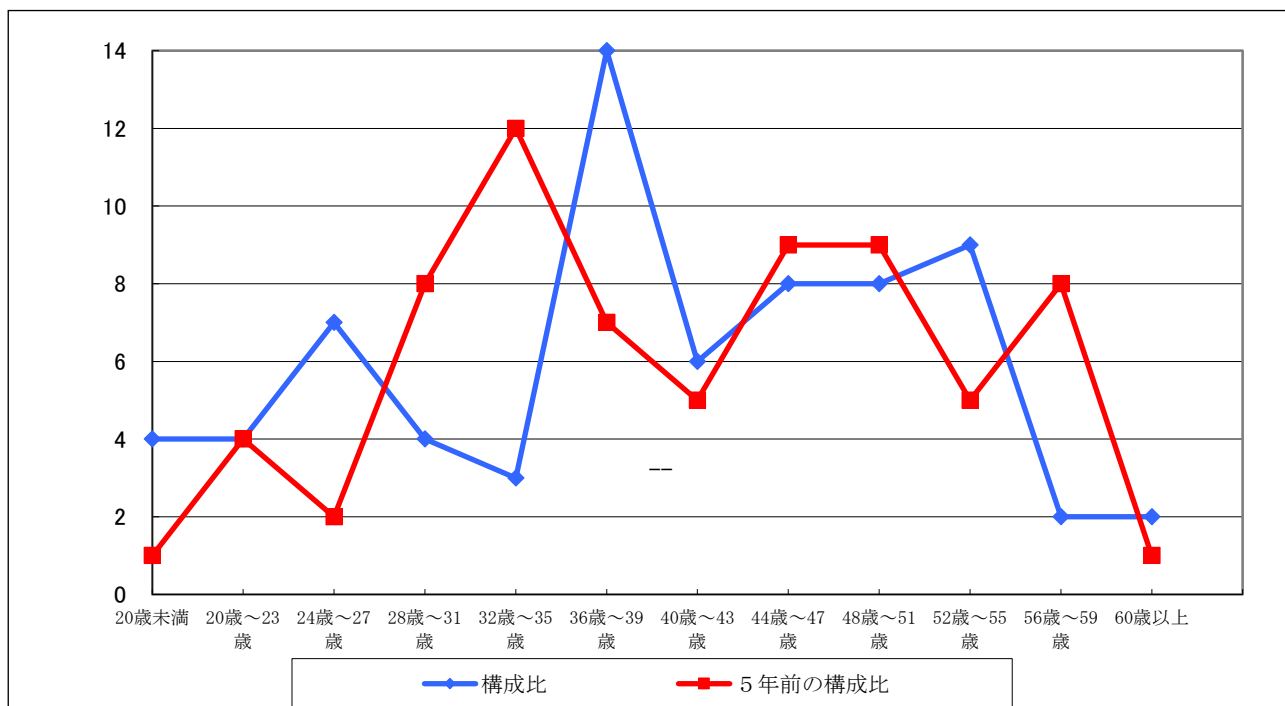
(各年４月１日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令和３年	令和４年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会 企 画	1	1	0	行 政 組 織 見 直 し に よ る 減
		総 務	16	16	0	
		税 務	3	3	0	
		民 生	8	7	▲ 1	
		衛 生	6	6	0	行 政 組 織 見 直 し に よ る 減
		労 働	0	0	0	
		農 林 水 産	11	10	▲ 1	
		商 工	5	5	0	
		土 木	5	5	0	
	計	55	53	▲ 2	< 参 考 > 人口 1 万 当 た り 職 員 数 176.55 人 (類 似 団 体 の 人 口 1 万 当 た り の 職 員 数 214.30 人)	
教 育 部 門	13	13	0			
消 防 部 門	0	0	0			
小 計	68	66	▲ 2	< 参 考 > 人口 1 万 人 当 た り 職 員 数 219.85 人 (類 似 団 体 の 人 口 1 万 当 た り の 職 員 数 249.67 人)		
公 営 企 業 計 等 部 門	病 院 水 道 下 水 道 そ の 他	0	0	0	行 政 組 織 見 直 し に よ る 減	
		1	1	0		
		1	1	0		
		4	3	▲ 1		
	小 計	6	5	▲ 1		
合 計			74 [74]	71 [74]	▲ 2 [0]	< 参 考 > 人口 1 万 人 当 た り 職 員 数 237 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（４年４月１日現在）



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	4人	4人	7人	4人	3人	14人	6人	8人	8人	9人	2人	2人	71人

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部門別 \ 年 度	H 29 年	H 30 年	H 31 年	R 2 年	R 3 年	R 4 年	過去 5 年間 の増減数（率）
一般行政	53	55	53	53	55	53	
教育	12	13	13	13	13	13	1（8.3％）
消防	0	0	0	0	0	0	
普通会計計	65	68	66	66	68	66	1（1.5％）
公営企業等会計計	6	6	6	6	6	5	1（16.7％）
総合計	71	74	72	72	74	71	

（注） 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 3年度の総費用に占 める職員給与費比率
3年度	千円 77,673	千円 2,209	千円 —	% —	% —

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)全国市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
3年度	人 1	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 6,028

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、4年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項 給与費等は、個人が特定されるおそれがあるため公表しない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（4年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
藤 里 町	25.8 歳	— 円	— 円
団 体 平 均	45.5 歳	335,492 円	501,390円
事 業 者	— 歳		— 円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

藤 里 町	市町村公営企業（団体平均等）
1人当たり平均支給額（3年度） — 千円	1人当たり平均支給額（3年度） 1,457 千円
（3年度支給割合） 一般職と同じ	（3年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 — 月分 — 月分 （ — ）月分 （ — ）月分
（加算措置の状況） 一般職と同じ	（加算措置の状況） —

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（4年4月1日現在） 一般行政職に同じ

イ 退職手当（４年４月１日現在） 一般行政職に同じ

ウ 地域手当（４年４月１日現在） 該当なし

エ 特殊勤務手当（４年４月１日現在） 該当なし

オ 時間外勤務手当

支給実績（３年度決算）	—	千円
職員１人当たり平均支給年額（３年度決算）	—	千円
支給実績（２年度決算）	—	千円
職員１人当たり平均支給年額（２年度決算）	—	千円

（注）１ 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

２ 職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（３年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（４年４月１日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (２年度決算)	支給職員 １人当たり 平均支給年額 (２年度決算)
扶養手当	子以外 月額 6,500円/1人 子 月額 10,000円/1人 子のうち、15歳に達する 日後の４月１日から22歳に 達する日後の最初の3月31 日までの間の子1人につき 月額5,000円を加算	同じ		— 千円	— 円
住居手当	借家の場合支給限度額 27,000円	異	支給限度額 28,000円	— 千円	— 円
通勤手当	交通機関利用の場合の支給 限度額55,000円 自家用車等利用の場合の 支給限度額31,600円	同じ		— 千円	— 円
管理職手当	給料月額100分の12.5以下 の額	異	支給割合が異なる	— 千円	— 円
休日勤務 手当	勤務1時間当たりの給与額 に100分の125から100分の 150までの範囲内の割合を 乗じた額	同じ		— 千円	— 円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 3年度の総費用に占 める職員給与費比率
3年度	千円 66,787	千円 6,934	千円 —	% —	% —

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)全国市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
3年度	人 1	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 5,920

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、4年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項 給与費等は、個人が特定されるおそれがあるため公表しない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（4年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
藤 里 町	31.8 歳	— 円	— 円
団 体 平 均	43.9 歳	331,629 円	493,022円
事 業 者	— 歳		— 円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

藤 里 町	市町村公営企業（団体平均等）
1人当たり平均支給額（3年度） — 千円	1人当たり平均支給額（3年度） 1,434 千円
（3年度支給割合） 一般職と同じ	（3年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 — 月分 — 月分 （ — ）月分 （ — ）月分
（加算措置の状況） 一般職と同じ	（加算措置の状況） —

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（4年4月1日現在） 一般行政職に同じ

イ 退職手当（4年4月1日現在） 一般行政職に同じ

ウ 地域手当（４年４月１日現在） 該当なし

エ 特殊勤務手当（４年４月１日現在） 該当なし

オ 時間外勤務手当

支給実績（３年度決算）	—	千円
職員１人当たり平均支給年額（３年度決算）	—	千円
支給実績（２年度決算）	—	千円
職員１人当たり平均支給年額（２年度決算）	—	千円

（注）１ 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

２ 職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（３年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（４年４月１日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (２年度決算)	支給職員 １人当たり 平均支給年額 (２年度決算)
扶養手当	子以外 月額 6,500円/1人 子 月額 10,000円/1人 子のうち、15歳に達する 日後の４月１日から22歳に 達する日後の最初の3月31 日までの間の子1人につき 月額5,000円を加算	同じ		— 千円	— 円
住居手当	借家の場合支給限度額 27,000円	異	支給限度額 28,000円	— 千円	— 円
通勤手当	交通機関利用の場合の支給限度額55,000円 自家用車等利用の場合の支給限度額31,600円	同じ		— 千円	— 円
管理職手当	給料月額100分の12.5以下の額	異	支給割合が異なる	— 千円	— 円
休日勤務手当	勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内の割合を乗じた額	同じ		— 千円	— 円